

まもろうね!!

一年生

道路をわたるときの
4つのやくそく

1

どうろを
わたるまえに
とまる

2

くるまが
こないか
みる

4

くるまがとおり
すぎるまで
まつ

3

くるまの
おとを
きく

かならずルールを
まもってね!



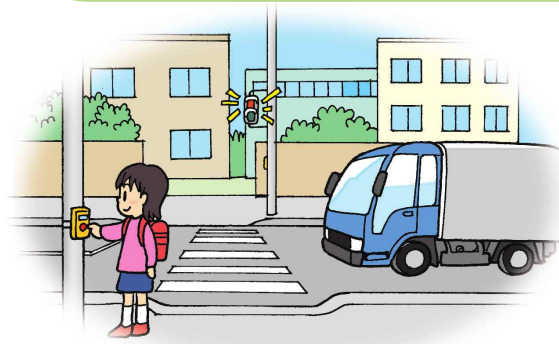
おうだんほどうを
わたりましょう



すこしとおくても おうだんほどうの
あるところを わたりましょう。
がっこうの いきかえりは きめられた
みちをとおりましょう。

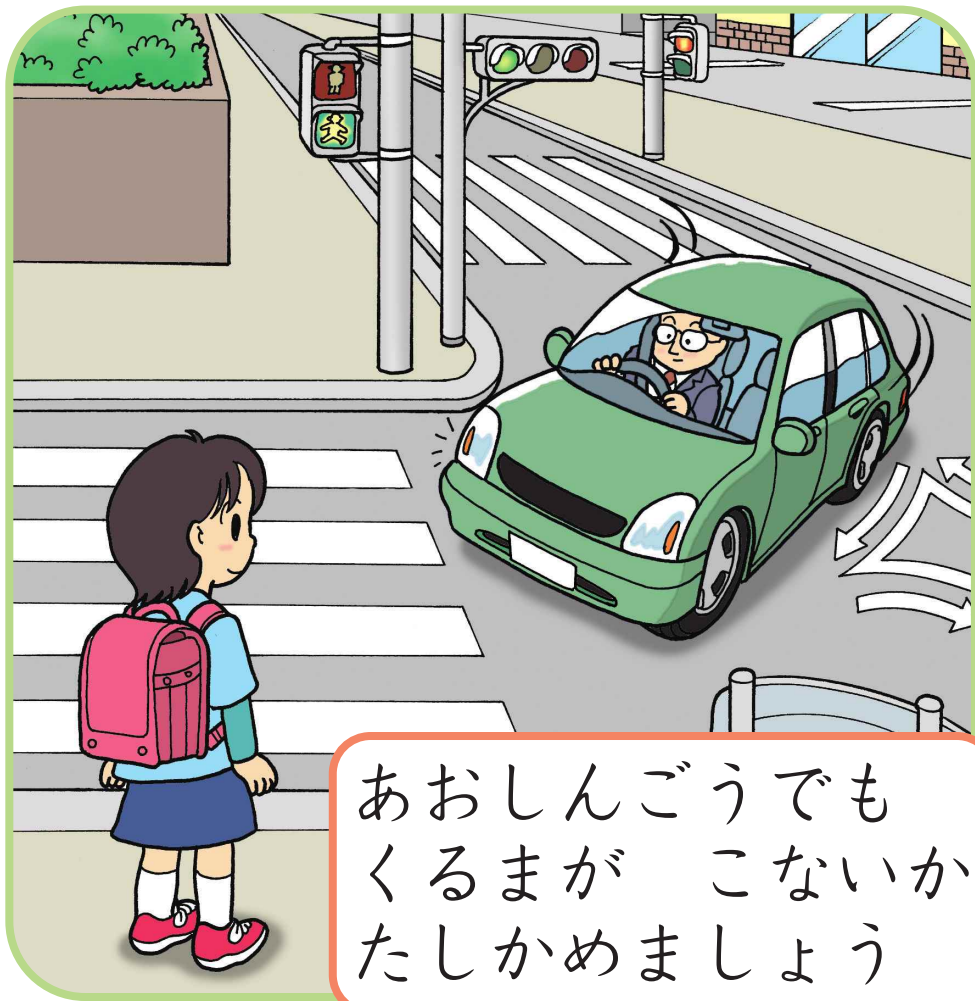
1

あかしんごうは
とまりましょう



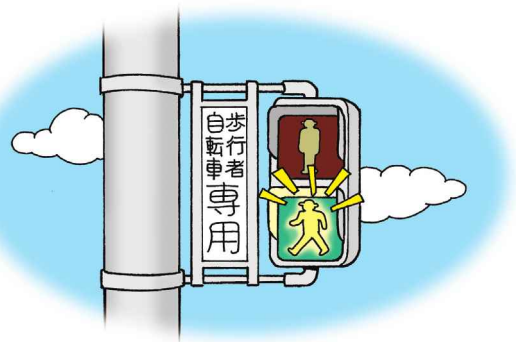
おしボタンの ある
しんごうは ボタンを
おして あおに
かわるまで
まちましょう。

2

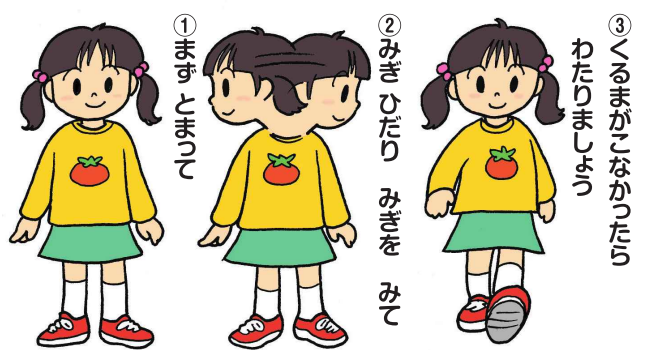


あおしんごうでも
くるまが こないか
たしかめましょう

しんごうの ないどうろは
くるまが こないことを
たしかめて わたりましたう



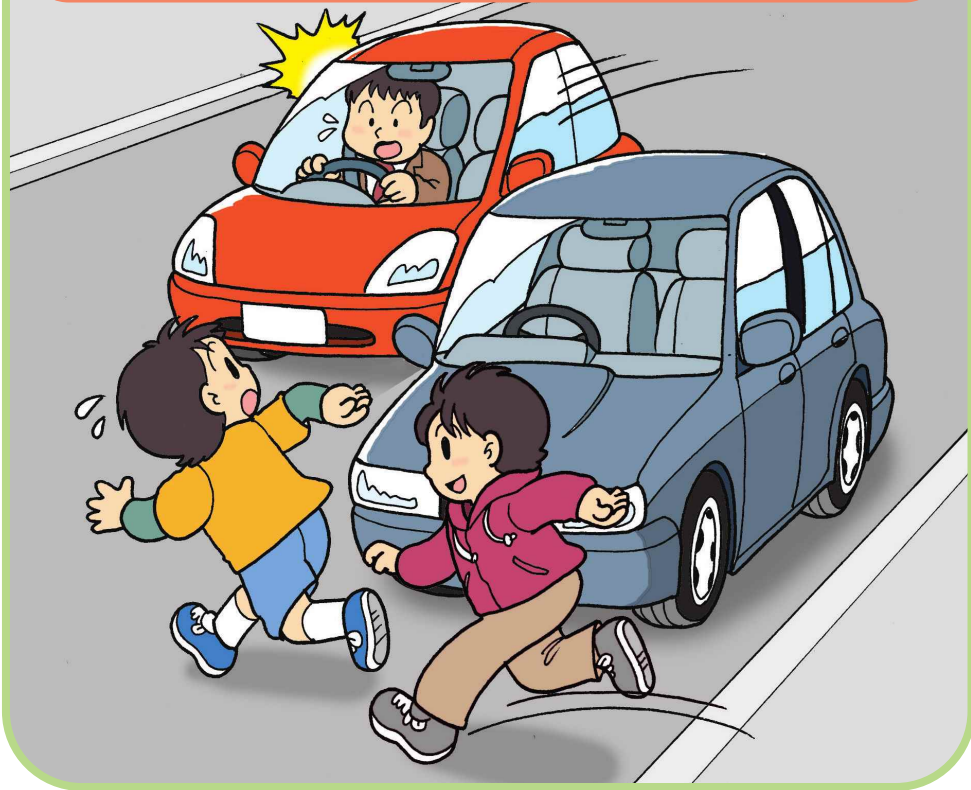
てんめつは
すぐ あかにかわる
あいずです。
わたらないように
しましょう。



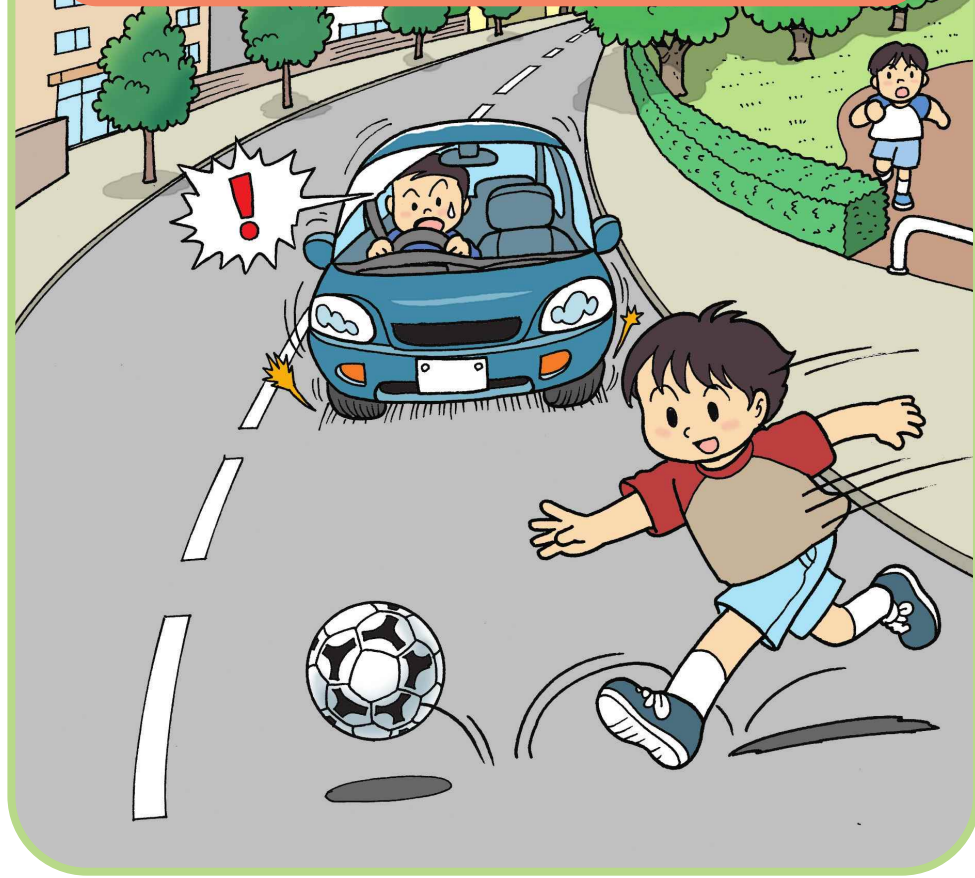
①まもつ
②みぎひだり みぎを みて
③くるまがこなかったら
わたりまじょう

どうろを わたるときは
いちど とまって
みぎ ひだり みぎを
みて
くるまが こないことを
たしかめてから
わたりまじょう。

とまっている くるまの
まえや うしろから どうろを
わたるのは やめましょう



どうろへの とびだしは
ぜったいに やめましょう



かげから くるまが
でてくるかも
しれません。

5

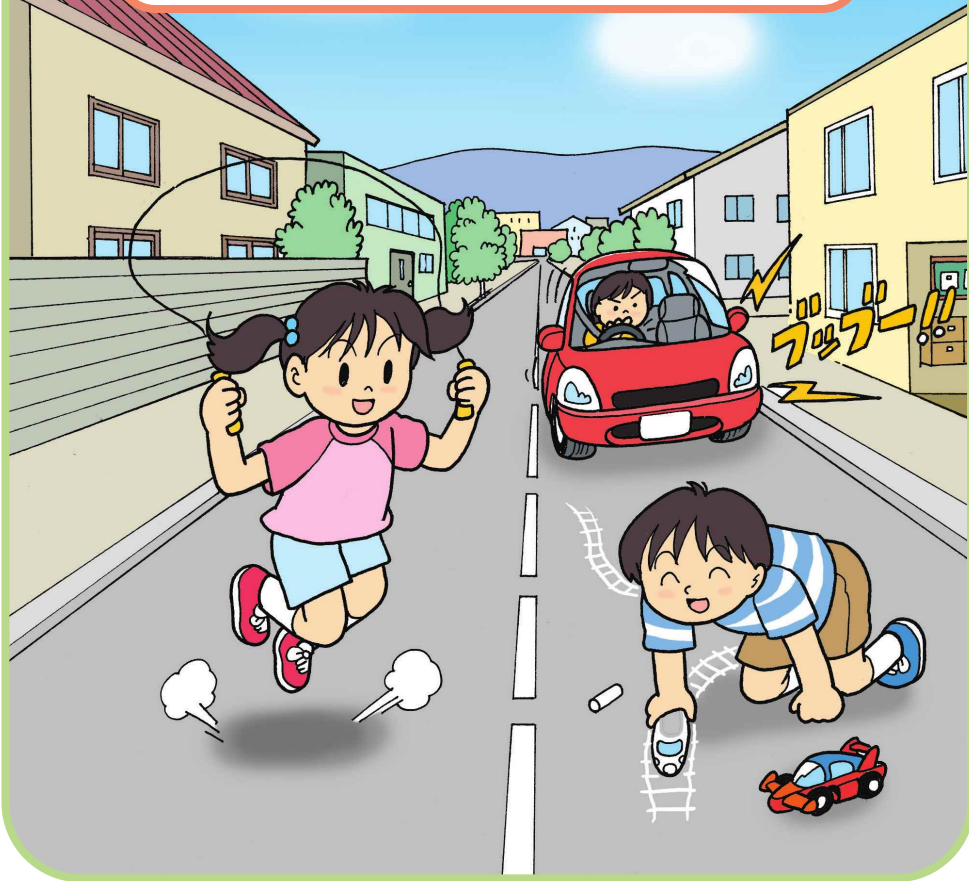


どうろに きゅうに
とびだすのは
とても きげんです。

くるまは すぐに
とまれません。

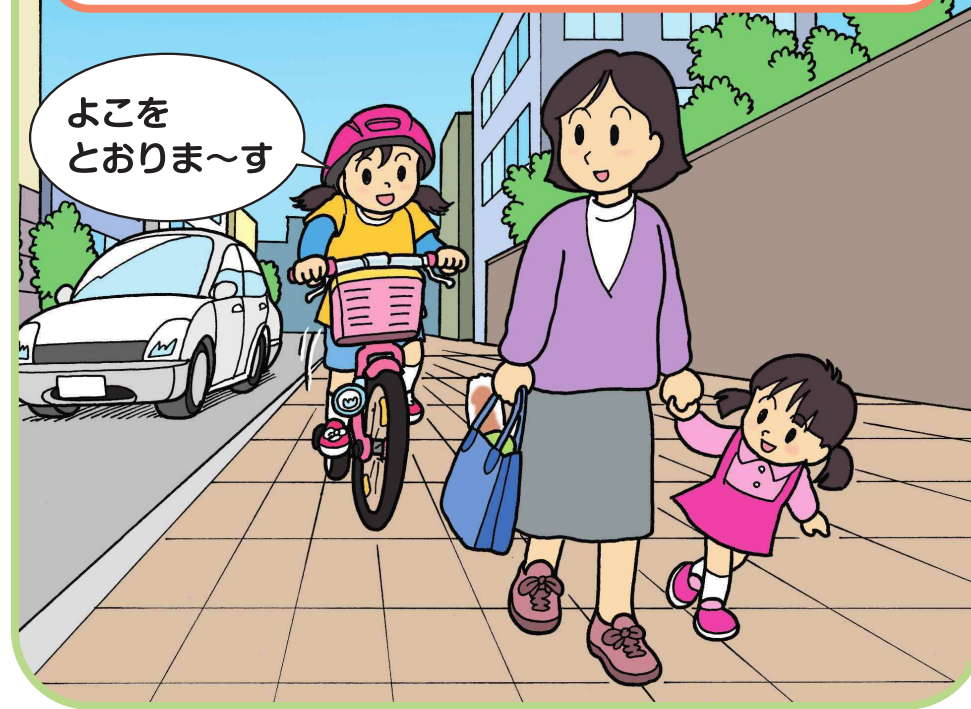
6

どうろで あそぶのは
やめましょう



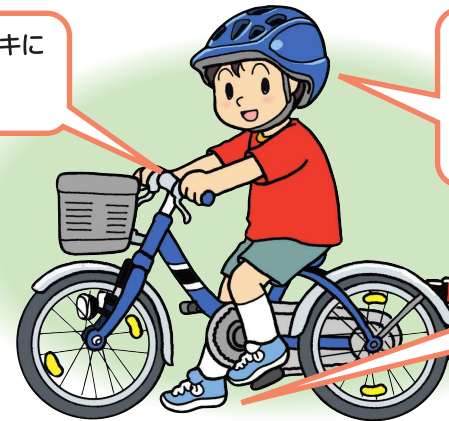
どうろで あそんでいると
くるまが うごきだしたり
ちかづいてきても
わかりません。
とても きげんです。

ほどうでは あるいているひとに
めいわくを かけないように
ゆっくり はしりましょう



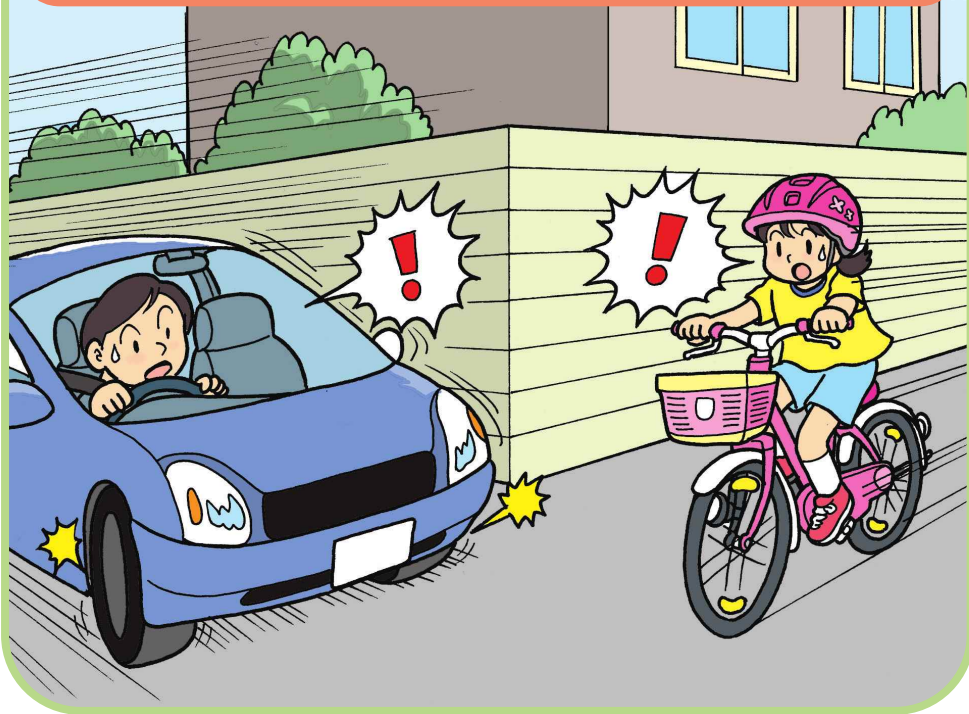
ハンドルやブレーキに
らくに てが
とどくかな？

じてんしゃに
のるときは
ヘルメットを
かぶろう

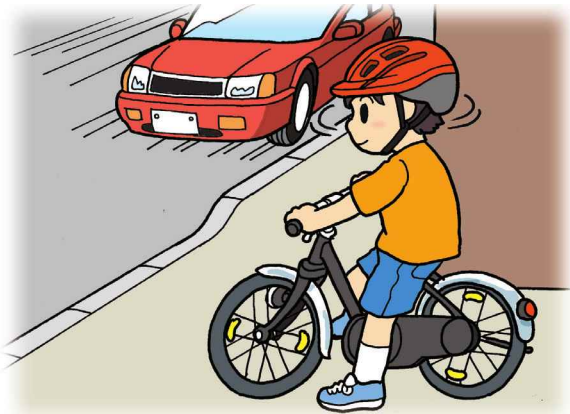


またがったとき、
じめんに あしが
つくかな？

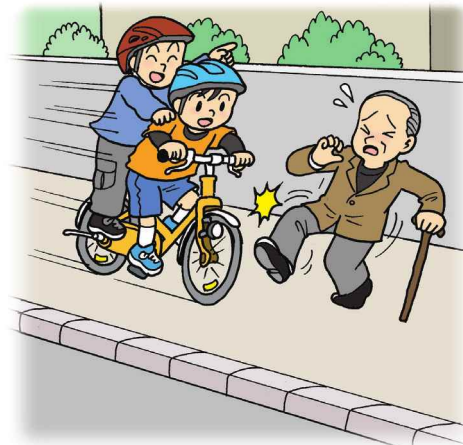
どうろの まがりかどでは
かならず とまって
あんぜんを たしかめましょう



あぶない のりかたは
やめましょう



こうさてんや
まがりかどに きたら
まず とまって
みぎ ひだりを
たしかめましょう。



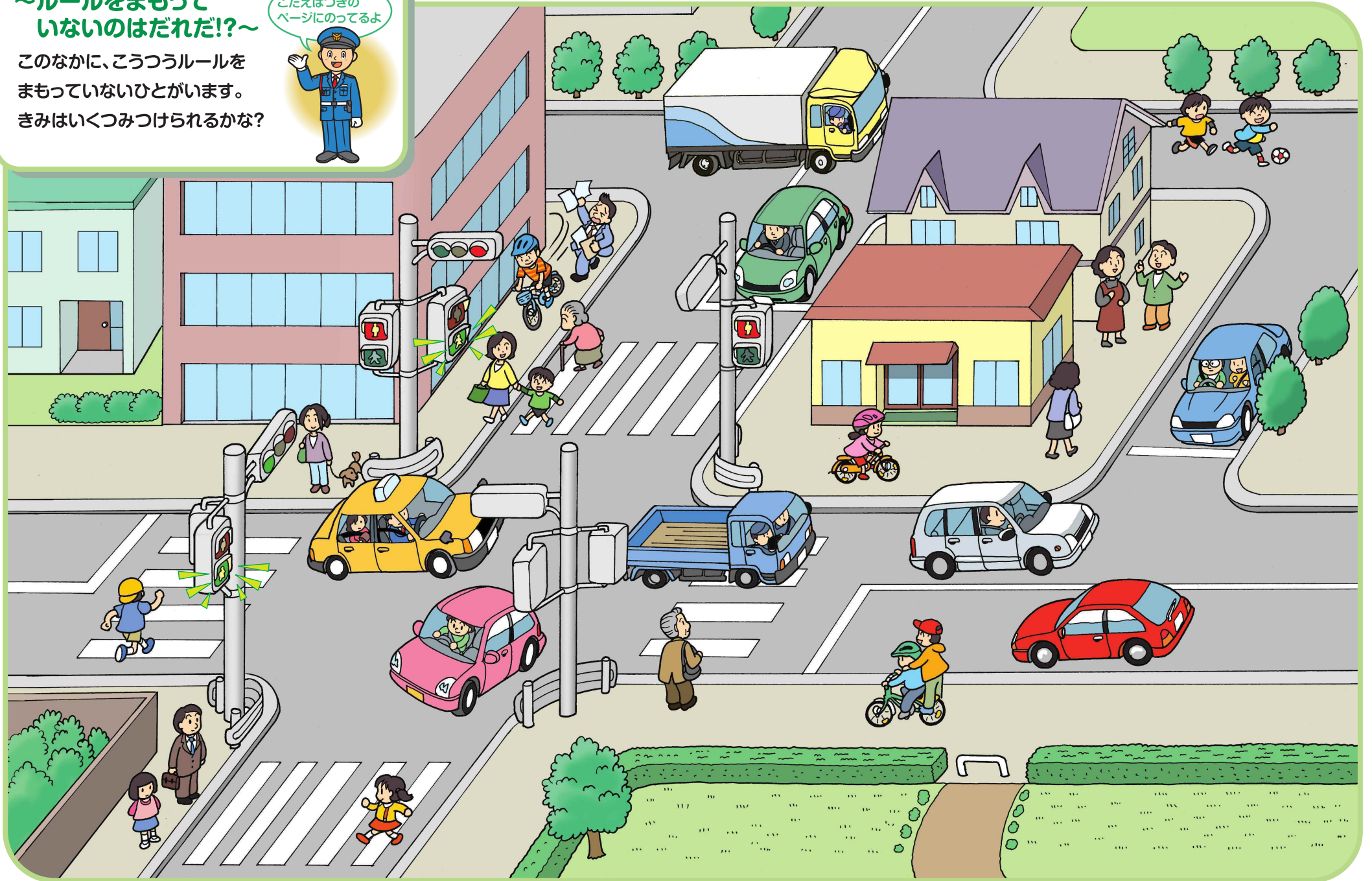
じてんしゃに
ふたりのりしたり
のりながら ふざけたり
てばなしうんてんを
することは
やめましょう。

まちがいさがし

～ルールをまもって
いないのはだれだ!～

このなかに、こうつうルールを
まもっていないひとがいます。
きみはいくつみつげられるかな?

こたえはつぎの
ページにのってるよ



こたえ

～ルールをまもって
いなかったひとは7にん!!

わかったかな?
さっそくいっしょにかくにんしてみよう。
あかマルでかこってあるひとは
こうつうルールをまもっていないネ!
みんなはちゃんとまもろうネ!



ひとにめいわくな
のりかたは
しない

どうろでは
あそばない

しんこうむしは
しない

ふたりのりは
しない

あおしんこうが
てんめつしたら
わたらない

保護者の皆さんへ お願い

通学路を歩くように指導しましょう。

決められた道順を通るように指導し、特に横断する場所を決めておきましょう。

安全な横断の方法を習慣づけましょう。

横断する前に必ず立ち**止まる**こと、左右を**見る**こと、車の音を**聞く**こと、車がきていたら**待つ**ことこの4つの確認を習慣づけましょう。

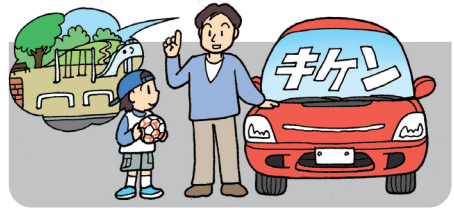
信号の見方や意味を理解させましょう。

どの信号を見るのか、押しボタン式信号はどう使うのかなど、具体的に教え、理解させましょう。



車道で遊ばないように指導しましょう。

公園や広場など、車が来ないところで遊ぶように指導し、特に止まっている車の近くでは絶対に遊ばないようにさせましょう。



自転車で歩道を走るときは、歩行者を優先し、車道寄りを徐行させましょう。

(13歳未満の子どもは例外的に自転車で歩道を通行できます)

自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう。

交通事故や転倒事故による頭部への負傷を防止するために、大人も子どももヘルメットをかぶるように努めましょう。(道路交通法第63条の11)

自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

他人にケガや損害を与えた時に補償する自転車損害賠償保険等に加入しましょう。(北海道自転車条例)

- 子どもの安全指導は、まず保護者が交通安全についてよく知るとともに、よい手本を示すことが大切です。
- 正しい行動ができるように、日々交通安全の習慣を身につけさせることが大切です。

